

町の人口

昭和42年2月1日現在
住民登録人口32,148人
内{
男 15,704人
女 16,444人
世帯数 9,166戸
1月中 (増) 345人
(減) 156人



1967. 2. 5.

No. 70

発行所 福生町役場
発行兼 調査室
編集人
電話51-1511・内線221



エイ、ヤー、オーメーン 鋭い気合が寒風をつんざいてひびく。

小学生から中学生、女剣士を含めて40数名の豆剣士が、いま寒空の下、頬をまつかにそめて竹刀(しない)1本に全精神を打込んでいる。やがてこの子等はすくすくと身も心も健康に成長していくでしよう。

福生警察署では青少年の健全な育成のため、毎週水曜日、土曜に剣道を、火曜日、金曜日に柔道の指導を午後4時から行なっています。

(写真は福生警察屋上で寒稽古に励む豆剣士)

季節の話題

二月のことを和名で「如月」(きさらぎ)といいます。立春の月であります。まだ寒い日が多いのですが、「着物をさらに重ねて着る」ということも多いことから「きさらぎ」というとも伝えられています。

立春は四日ですが、暦の上に春がきてもまだきびしい寒さがづきます。まして、進学のお子さんのわられる家庭では、春どころではありません。家中の人があなたと一緒にになって、神経をつかわれていることでしょ。

旧暦の二月は太陽暦でみると草や木の芽がふくらみ始める時に当たることから、「草木のはりふくらむ月」が約されて「きさらぎ」となったという説と、また「陽気が更に来る」「氣更來」などいわれています。まことに二月はこれから動きだす一年への基礎づくりの月で、プロ野球の選手も、長いシーズンにそなえます。受験生もこの月の仕上げが、輝い進学につながっています。

二月の「きさらぎ」は着重ねのではなく、わたしたちは「氣更來」として元気に充実した月にしたいものです。



き
さ
ら
ぎ



歳入は四五四万一千円増額

歳出は人件費など一部変更

昨年十二月に開催された町議会

で福生町財政再建計画変更案が提出され、議決されました。本年

一月六日付で都知事の承認を得ることになりましたので、その変更内容をお知らせします。今回の変更内容

では歳入が四五四万一千円の増額となり、また歳出においては二十

六号台風による災害復旧費の増額や人件費の減額など一部変更があ

りました。なお昭和四十年度の決算確定により、赤字残額は現在計

画より四九万七千円減の四三六七

万六千円となりましたので、歳入歳出とも計画においてこれを減額させてあります。主な変更内容は

つきのとおりです。

（主な変更内容は

赤字解消計画表

単位千円

区分	当初計画	変更計画	比較
40年度解消	11,000	47,778	36,778
41〃	25,500	26,000	500
42〃	30,000	17,676	△12,324
43〃	24,954	0	△24,954
合 計	91,454	91,454	

△ 都市整備費（東京都から交付されるもの）
 △ 国有提供施設等所在市町村助成交付金（横田基地があるため国から交付されるお金）
 △ 選舉事務費や一般事務補助金
 △ 財産収入（校舎とりこわし材の売却代金）
 △ 繰入金（と畜場会計から繰入されたもの）
 △ 諸収入（国民年金印紙売捌代金）二六七万八千円
 △ 國庫支出金（國から交付されるお金）
 △ 学校建設費、横田基地周辺排水工事の補助金五万七千一千円
 △ 岁入は合計四五四万一千円増額（減額したもの）
 △ 人件費（役場で働く人の給料）六六万三千円

△ 一時借入金利子（収入と支出の時期的不均衡から現金の不足を生じた場合に一時に借りるお金の利子）一〇〇万五千円
 △ 扶助費十九万円
 △ 物件費（増額したもの）
 △ 国民年金印紙代金、学校用備品
 △ 災害復旧費（台風二十六号による復旧費）八九万二千円
 △ 総額は六億一三八〇万七千円となりました。
 △ なお、今回の変更により、予算は維持補修費（道路などの修理のための費用）五万四千一千円

普通建設事業費
歳入減に伴い五三六万円
扶助費一五八万八千円

の時期的不均衡から現金の不足を生じた場合に一時に借りるお金の利子）一〇〇万五千円
 お金の利子）一〇〇万五千円

扶助費十九万円

（増額したもの）

町都民税の申告は三月十五日まで

今年は、町都民税、所得税、事業税の申告期限が三月十五日にきました。所得税の確定申告をした人は町都民税、事業税の申告義務がなくなりました。つぎの点をよく読んで、該当者は必ず申告してください。

町都民税の申告をしなければならない人

▽ 昭和四十二年一月一日現在福生町に居住する人で二〇才以上の人、ただし、所得税の確定申告をされた人は申告する必要はありません。

▽ 商業、農業、工業などを営む

地名を寛文十二年(一六七二)の福生村検地帳にも書かれているから、少なくともその当時すでにあつた地名であり、玉川上水ができるから、ここにかかる橋

の記録であること、またこの道を通る道の重要さからして、この橋はおそらく上水

ができた当初から、ここにかかる橋

がついていたものと思われる。つまり、この宿橋を通る道は、その昔は八王子道や箱根街道、江戸街道といった道と、永田の渡しをはんで、対岸の草花、平井方面とを結ぶ

時の銀座通りのようなもの

福生むかはが

▽ 商業、農業、工業などを営む

支払者(事業主)から所得の報告がありますので申告の必要はありません。しかし、報告され等がありますので事業主をとおして確認してください。なお給与所得者であつても、給与以外の所得(家賃、地代、退職、譲渡所得等)がある人は必ず申告してください。

▽ 所得税の確定申告をされた人で配当所得の分離課税の適用をうけている納税者は、配当所得も合

て、人馬の往来もなかなか盛んだった。そこでこれらの通行人、旅人のための宿や店の類がこの辺にあつたため、宿という地名がつけられ、そこにはかかる橋だけでも、昔の牛浜の渡しが今の多摩橋となり、交通がひんぱんになるのに反比例して、永田の渡しの方は永田橋とはなつても、昔の宿橋やかさは失われ、今は宿橋も何か日陰で、荒幡利夫、森田安明、細谷幸次、伊東正躬、火災早期発見者、細谷正雄、中村美恵、木村力蔵、村川ゆき子

▽ 場所 福生町役場二階会議室

▽ 日時 三月七日、八日、九日 午前九時から午後四時まで

▽ 場所 役場二階会議室

申告書の共同受付のご利用を

申告書は納税者に郵送しまし

た。申告書の提出は三月の共同受

付をご利用ください。

申告書は納税者に郵送しまし

た。

